

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市規則第 1 4 号

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成 1 7 年茅ヶ崎市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第 1 条中「茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「茅ヶ崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長等に対して行うこととされ、又は市長等が行うこととしている手続等（情報通信技術活用条例第 3 条から第 6 条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の定めるところによる。

第 2 条第 1 項第 2 号中「電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 2 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第 2 条第 1 項第 3 号中「行う」を「する」に改め、同条第 2 項中「情報通信技術利用条

例」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第9条を削り、第10条を第17条とし、同条の前に次の2条を加える。

(適用除外)

第15条 情報通信技術活用条例第7条第1号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるものは、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長等が認める手続等
- (2) 許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があると市長等が認める手続等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等

(添付書面等の省略)

第16条 情報通信技術活用条例第8条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、情報通信技術活用条例第8条に規定する規則等で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第8条第1項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第4条第2項ただし書」を「電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第5条第2項各号に掲げる電子証明書を当該申請等と併せて送信すること又は同項ただし書」に改め、同条第2項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「電子署名」を「電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うこと」に改め、同条第3項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、「電子署名」の次に「を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること」を加え、同条を第14条とする。

第7条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「電磁的記録により」に、「当該事項」を「当該作成等に係る事項」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「電磁的記録媒体」に改め、同条に次のた

だし書を加える。

ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法により行うものとする。

第7条を第13条とする。

第6条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「書類の」を「書類による」に、「当該事項」を「当該縦覧等に係る事項」に改め、同条を第12条とし、同条の前に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 情報通信技術活用条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長等の定めるところによる届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 情報通信技術活用条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第5条中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「同項に規定する」を削り、同条を第9条とし、同条の前に次の3条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第6条 情報通信技術活用条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不

相当と認められる部分がある場合)

第7条 情報通信技術活用条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって市長が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第4条第1項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用条例」に、「使用して」を「使用方法により」に、「行う者」を「する者」に、「市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する」を「次に掲げる事項を、当該」に、「入力して」を「入力して、」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項
- (2) 当該申請等を書面等により行うときに添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

第4条第2項中「を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書」を「に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項ただし書中「申請等を」の次に「行った者を」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (3) 電子署名及び認証業務に関する法律第8条に規定する認定認証事業者が作成した電

総務省令

子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年法務省令 第
経済産業省令

2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。)

(4)前3号に掲げるもののほか、市長等が指定する電子証明書

第4条第3項を削り、同条第4項中「より申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された」を「基づき当該書面等のうち1通に記載すべき事項又は記載されている事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載すべき事項又は記載されている事項の入力がなされた」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条を第5条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて市長が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。